

質 問 ・ 回 答 書

質問 1	委託業務仕様書 4 業務内容 (1) インフルエンサーによるFAMツアーの実施について、一般消費者が購入可能な「旅行商品 (パッケージツアー)」として造成・販売することまで求められていますか？ それとも、SNS上で発信する「モデルコース」の提案までで問題ないでしょうか。
回 答	「旅行商品 (パッケージツアー)」としての造成・販売の必要はなく、SNS上での発信のみで問題ありません。

質問 2	委託業務仕様書 9 留意事項について、招聘したインフルエンサーが撮影した写真・動画素材について著作権が岡山県に帰属するとありますが、委託期間終了後も岡山県でパンフレットやHP等で無償利用 (2次利用) がございますか。また、その際の利用期間に制限はありますか。
回 答	委託期間終了後もHP等で利用期間の制限なく、2次利用を行うことがあります。

質問 3	委託業務仕様書 4 業務内容 (3) 岡山県備前県民局公式Instagramの活用 of フォロワー獲得施策として、県産品等を活用した「プレゼントキャンペーン」を実施することは可能でしょうか。その際、景品代や配送費は委託料に含めるべきか、あるいは県側で別途用意があるのか教えてください。
回 答	県産品等を活用した「プレゼントキャンペーン」を実施することは可能です。その際の、景品代や配送費等、キャンペーンに係るすべての費用は委託料に含めてください。

質問 4	委託業務仕様書 4 業務内容 (1) インフルエンサーによるFAMツアーの実施について、プロダクション (事務所) 経由での契約や、個人への直接的な業務委託は、『再委託』としての承認手続きが必要でしょうか。それとも、事業を遂行するための委託料の一部として扱われますか。
回 答	インフルエンサーによるFAMツアーを実施するにあたり、インフルエンサーのスケジュール調整や連絡対応等の進行管理業務を他社に委託する場合は、再委託の承認手続きが必要です。